令和８年度中島村障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

１　目的

障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成２４年法律第５０号）第９条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を以下のとおり定める。

２　適用範囲

この方針は、当村の全課局が発注可能な物品等に適用する。

３　調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律第２条第２項に掲げる施設とする。

４　調達の対象となる物品等

（１）物品

ア　加工食品（パン、クッキー、お惣菜等）

イ　農産物（花苗、種等）

ウ　生活雑貨（組紐製品、布製品等）

エ　手工芸品（ポケットティッシュケース、シュシュ、ポプリ等）

オ　その他障がい者就労支援施設が提供可能な物品

（２）役務

ア　軽作業（シール貼り、袋詰め等）

イ　草刈、清掃作業

ウ　その他障がい者就労支援施設が提供可能な役務

５　達成目標

令和７年度は令和６年度の実績を上回ることを目標とする。

６　基本的な考え方

（１）全庁的な取組の推進

障がいのある人の自立に資するため、全課局において可能な限り幅広い分野から物品等の調達に努める。

（２）予算の適正な執行と調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な

実施や予算の適正な執行に努める。

（３）障がい者就労施設等との協働による推進

障がい者就労施設等に対し、需要の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、協働による調達の推進に努める。

７　その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等から供給される物品等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて調達推進に向けた調整を行う。

８　進行管理

年度終了後、各課局における調達の実績を保健福祉課で取りまとめる。